

21.2-07-001
284-00-A

独占禁止法に関する相談事例集（平成18年度）

平成19年11月

公正取引委員会事務総局

目 次

【流通・取引に関するもの】

1 重大事故を防止することを目的として行われる原価割れ販売 1 ページ

一般ガス（いわゆる都市ガス）の供給業者が、一酸化炭素中毒による重大事故を防止する観点から、不完全燃焼防止装置が装備されていないガス機器を使用する者に対し、不完全燃焼防止装置付きのガス機器への買替え需要を喚起するために、供給に要する費用を下回る価格で不完全燃焼防止装置付きのガス機器を販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【共同行為に関するもの】

2 競合する旅行販売業者間の共同商品企画 3 ページ

旅行販売業者 2 社が、一部の旅行商品の共同企画・実施を行うことは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【事業者団体の活動に関するもの】

3 会員の商品に事業者団体の指定保険を付帯させる行為 5 ページ

水上スポーツ車両のメーカー及び販売業者の団体が、水上スポーツ車両の傷害保険加入者を増やすため、当該団体の会員メーカーに対し、水上スポーツ車両の販売時に当該団体が指定する特定の保険会社の 1 年間の損害補償保険を商品に付帯して販売させるようにすることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

4 事業者団体による規格に係る活動 8 ページ

ジェット燃料の供給事業者の団体が、規格等の内容や実施方法等を協議することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

5 事業者団体による社会公共的な観点から策定された自主基準の遵守 10 ページ

二輪車用品のメーカー及び販売業者の団体が、会員が製造・販売する二輪車用マフラーについて、社会公共的な観点から、合理的に必要とされる範囲内で製造・販売に関する自主基準を設定し、かつ、会員事業者と同基準の遵守を義務付けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

6 事業者団体による会員に対する経営指導 13 ページ

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員に対して原価計算や見積りに係る経営指導を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

7 事業者団体によるリサイクルシステムの構築

16 ページ

印刷業者の団体が、産業廃棄物の処理及び再資源化を促進するため、リサイクルシステムを構築することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

<参照条文>

20 ページ

公正取引委員会における事前相談制度の概要

21 ページ

はじめに

1 「独占禁止法に関する相談事例集」について

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきている。

このような相談については、独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表してきており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者等の活動に関する最近の相談事例（平成18年4月～平成19年3月）を取りまとめ、『独占禁止法に関する相談事例集（平成18年度）』として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライン）（平成3年7月）
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（共同研究開発ガイドライン）（平成5年4月）
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）（平成7年10月）
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（リサイクルガイドライン）（平成13年6月）
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（知的財産ガイドライン）（平成19年9月）

2 相談制度の概要

公正取引委員会は、平成13年10月から「事業者等の活動に係る事前相談制度」（21ページ参照）を実施している。

また、公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

3 独占禁止法に関する相談件数

平成18年4月以降平成19年3月末までに、電話、来庁等によって受け付けた事業者の活動に関する相談件数は1,806件、事業者団体の活動に関する相談件数は573件であり、相談の内容別に整理すると、次表のとおりである。

<相談内容別件数> (企業結合に関する相談を除く。)

	平成 17 年度	平成 18 年度
事業者の活動に関する相談	2,336	1,806
○流通・取引慣行に関する相談	(2,011)	(1,535)
○技術取引に関する相談	(97)	(63)
○共同研究開発に関する相談	(24)	(23)
○共同行為に関する相談	(118)	(121)
○その他	(86)	(64)
事業者団体の活動に関する相談	584	573
合計	2,920	2,379

(注) 1 事前相談制度(21 ページ参照)に基づく相談件数は、平成 17 年度 0 件、平成 18 年度 1 件(公正取引委員会ホームページに掲載)である。

(掲載先) 公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.december/06121501.pdf>

2 本年度から、優越的地位の濫用に関する相談についても相談件数に集計しているため、昨年公表した「独占禁止法に関する相談事例集(平成 17 年度)」に記載した件数とは数値が異なる。

4 相談事例集の内容及び性格

- (1) この相談事例集では、独占禁止法に関する相談から、企業結合に関するもの(別途、毎年公表している。)を除いたもののうち他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) 相談の内容は、相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名にした上で、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の事業者等の場合にそのまま当てはまるものではない。

5 過去の相談事例

平成 12 年 1 月以降平成 18 年 3 月末までに、公正取引委員会に寄せられた主要な相談事例を公正取引委員会ホームページに掲載している。

(掲載先) 公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/soudanjirei/jireiindex.html>

相談を希望される場合は、22 ページに掲載されている窓口まで御連絡ください。

[不当廉売]

1 重大事故を防止することを目的として行われる原価割れ販売

一般ガス（いわゆる都市ガス）の供給業者が、一酸化炭素中毒による重大事故を防止する観点から、不完全燃焼防止装置が装備されていないガス機器を使用する者に対し、不完全燃焼防止装置付きのガス機器への買替え需要を喚起するために、供給に要する費用を下回る価格で不完全燃焼防止装置付きのガス機器を販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X社（一般ガスの供給業者（以下「ガス事業者」という。）であり、ガス機器Aの製造・販売も行っている。）

2 相談の要旨

(1) X社を含むガス事業者は、一般ガスの供給に当たっては供給区域規制が定められており、X社は甲地域の一般家庭に対して一般ガスを独占的に供給している。

(2) X社は、甲地域において、OEMメーカーから供給を受けたガス機器Aを、販売店を通じて販売している。ガス機器Aを製造販売するメーカーはX社以外にも存在するところ、甲地域内におけるX社のガス機器Aのシェアは約50パーセントである。ガス機器Aを使用するには設置工事が必要であり、各販売店はユーザーの負担で設置工事も行っている。

現在、製造・販売されているガス機器Aには、不完全燃焼防止装置が装備されているが、過去に製造された機器には装備されていないものがある（以下、不完全燃焼防止装置が装備されていないガス機器を「旧型」といい、同装置が装備されているガス機器を「新型」という。）。このため、旧型の使用において死亡事故を含む重大な事故が連続して発生し、社会問題化している。

(3) ガス事業者は、ガス事業法により一般ガスの利用に伴う危険の発生を防止するために必要な事項をユーザーに周知し、ユーザーが用いるガス機器がガス事業法上の安全基準に適合しているか調査することが義務付けられている。そこでガス事業を所管する省庁は、旧型による事故の再発防止と一般ガスの供給に対する国民の信頼を回復するため、ガス事業者に対して、旧型のユーザーが新型への買替えを進めるための方策を採るよう要請した。

(4) 甲地域で設置されているガス機器A（X社以外の事業者が製造・販売したものを含む。）のうち旧型は約2パーセントである。X社は、前記（3）の要請を受け、以下の

取組を行うことを検討している。

ア 旧型のユーザーが新型に買い替える場合にはX社が8千円でユーザーに直接に販売する。その際、設置工事は販売店に委託するが、設置工事費は全額X社が負担する。

イ 旧型のユーザーがX社以外のメーカーが製造した新型のガス機器Aを購入する場合、新型への取替えを確認した後、設置工事費相当額(1万円)をユーザーに支払う。

- (5) 新型の販売店における平均的な販売価格は設置工事費込みで4万円前後であるが、X社が8千円でユーザーに直接に販売すれば、新型の供給に要する費用を下回ることとなる。

このようなX社の販売方法は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が正当な理由なく、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売し、その他不当に低い価格で販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、不公正な取引方法(第6項・不当廉売)として問題となる。

一般に、事業者が供給に要する費用を下回る価格で販売する行為については、単に価格が供給に要する費用を下回ることのみならず、競争者の事業活動に及ぼす影響や、当該廉売を行う理由等を総合的に勘案して、市場における競争に及ぼす影響について検討される。

- (2) X社が、新型を8千円でユーザーに直接販売することは、供給に要する費用を下回る価格で販売するものであるが、本件取組は旧型を新型に取り替え、重大な事故を未然に防止するという社会公共的な目的に基づくものであって、

ア 本件取組の対象となる甲地域で設置されている旧型は、ガス機器A全体の約2パーセントにとどまること

イ 旧型のユーザーがX社以外からガス機器Aを購入する場合にも、その設置工事費用をX社が負担するとしていること

から、甲地域におけるX社以外のガス機器Aを製造販売するメーカーの事業活動を困難にさせるおそれがないと考えられることから、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

X社が、前記取組を実施することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[不当な取引制限]

2 競合する旅行販売業者間の共同商品企画

旅行販売業者 2 社が、一部の旅行商品の共同企画・実施を行うことは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X社及びY社（共に旅行商品の企画・販売・実施を行う事業者）

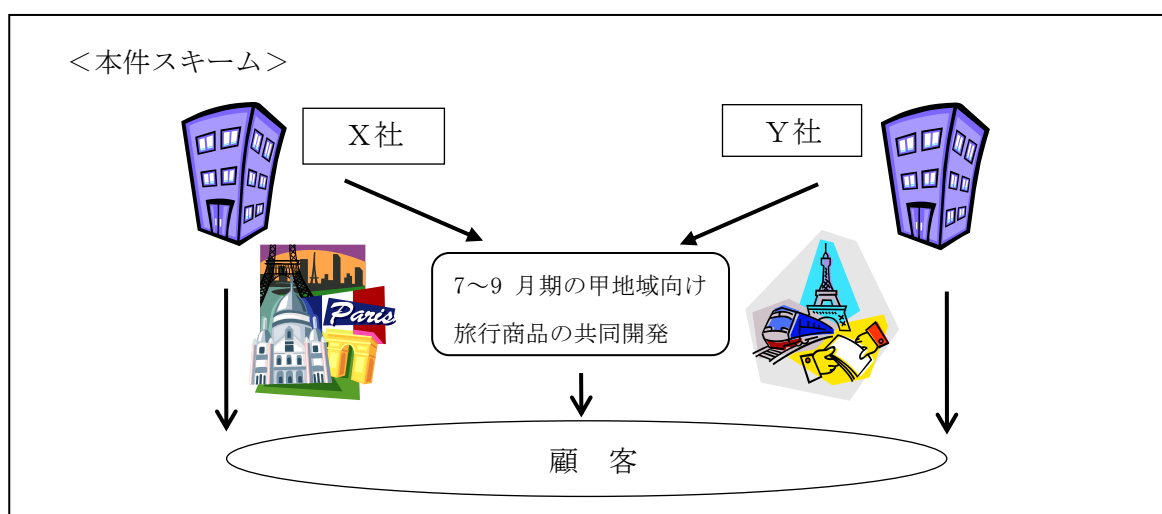
2 相談の要旨

(1) 旅行商品は、地域や時期等により需要が大きく異なるところ、X社及びY社は、共に7～9月の期間に需要が集中する甲地域向けの旅行商品を供給しており、旅客人数ベースでみてX社のシェアは約20パーセント、Y社のシェアは約10パーセントである。

(2) X社及びY社は、7～9月期の甲地域向けの旅行商品（以下「本件商品」という。）を共同して企画・実施することで人件費、運賃等のコストを削減し従来よりも低い料金で販売することを計画している。本件商品は両社の共同主催とし、商品内容、販売価格及び商品パンフレットは同一とし、ツアーの実施は、出発日に応じて両社に振り分けるものとする。

(3) X社及びY社は、本件商品と同一地域及び同一時期向けの商品を既にそれぞれ販売しているが、それらは今後も販売を継続する。また、X社及びY社のほかにシェアが10パーセント以上の競争事業者が複数存在しており、同一地域及び同一時期向けの商品を販売している。

なお、本件商品と同一地域及び同一時期向けの商品で他の競争事業者が販売するものの数は100を超えている。



このようなX社とY社による取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、市場において競争関係にある事業者が、共同して商品の内容を決定し、販売するものである。したがって、このような取組によって、一定の取引分野における競争が実質的に制限される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）として問題となる。
- (2) 旅行商品については、対象となる地域、時期等によって需要が大きく異なり、特に7～9月期の甲地域向け商品には需要が集中し、X社及びY社を含め多くの事業者が競合品を供給していることから、本件については、7～9月期の甲地域向け商品の取引分野（以下「本件取引分野」という。）における競争に及ぼす影響について検討する。
- (3) 本件取引分野においてX社及びY社の合算シェアは約30パーセントを占めるものである。しかしながら、
- ア 本件は新たな商品を開発、販売するものであり、X社及びY社が既に販売している同一地域及び同一時期向け商品は、これまでどおり両社が独立して販売を続けること
 - イ X社及びY社が自らの判断で新しい商品を開発及び販売することは何ら制限されないこと
 - ウ X社及びY社以外に有力な競争事業者が複数存在すること
- を踏まえれば、X社及びY社が本件商品を共同して企画し販売することによって、本件取引分野における競争が実質的に制限されるとは認められない。

4 回答の要旨

X社及びY社が、本件商品を共同して企画し販売することは、独占禁止法上問題となるものではない。

[営業の種類，内容，方法等に関する行為]

3 会員の商品に事業者団体の指定保険を付帯させる行為

水上スポーツ車両のメーカー及び販売業者の団体が，水上スポーツ車両の傷害保険加入者を増やすため，当該団体の会員メーカーに対し，水上スポーツ車両の販売時に当該団体が指定する特定の保険会社の 1 年間の損害補償保険を商品に付帯して販売させるようにすることは，独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X協会（水上スポーツ車両のメーカー及び販売業者の団体）

2 相談の要旨

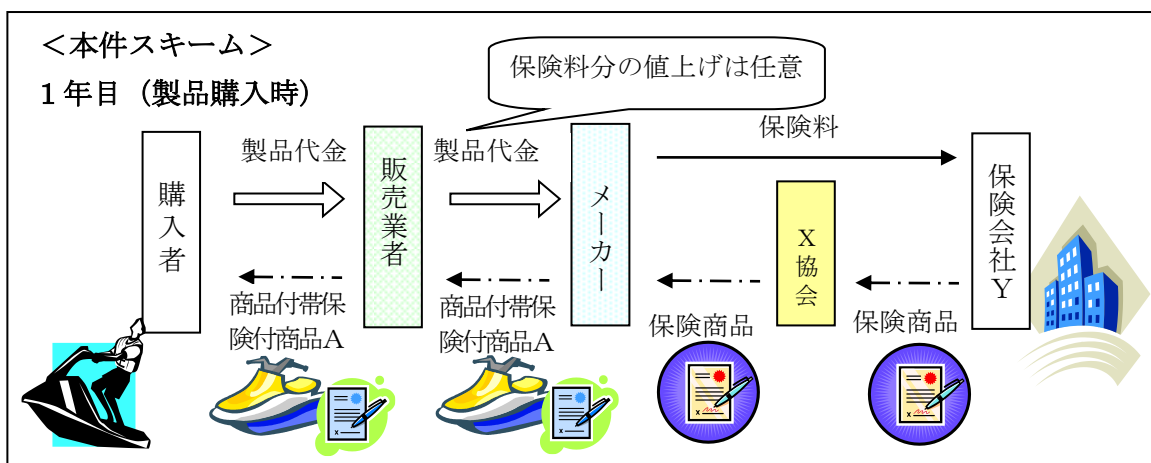
(1) X協会は，水上スポーツ車両（以下「商品A」という。）の普及・発展を目的として設立された任意団体であり，国内の商品Aのメーカー及び販売業者のほとんどすべてが加盟している。

(2) 商品Aは，構造的な不安定さからの転覆等による重大な事故事例も報告されている。商品Aの事故に係る損害補償保険は存在するが，保険商品の種類は少なく，商品Aの価格に比して保険料が高額な設定となっており，また，乗用車や自動二輪車のように，強制加入の自賠責保険制度が存在しないことから，保険加入者は少ないため，事故時の損害賠償についてのトラブルが発生している。

(3) X協会は，商品Aの所有者の損害補償保険への加入を促進するため，次のような取組を検討している。

ア X協会は，商品Aを製造販売している会員各メーカーに対し，X協会の指定する保険会社Yの損害補償保険を購入させ，2007年発売モデルから当該保険を商品付帯損害補償保険（期間は1年）として，商品Aに付帯して販売させる。

イ 購入初年度1年間の商品付帯損害補償保険の保険料については商品Aのメーカーが負担するが，当該保険料を商品Aの卸売価格に転嫁するかどうかは，各メーカーの判断に任される。



このような商品Aに付帯する損害補償保険の販売方法は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより、会員事業者の事業活動を不当に制限することは、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第8条第1項第4号）。
- (2) 商品Aについては重大事故による損害賠償の問題がクローズアップされてきている状況において、X協会が損害補償保険の普及を図ることを目的として、加入率を引き上げるための取組を行うこと自体は、社会公共的な目的に資するものである。
- (3) 商品Aに商品付帯損害補償保険を付帯して販売するか否かは、商品Aのメーカーによる営業方法に関係するものである。
しかし、保険料を商品Aの卸売価格に転嫁するかどうかは会員事業者の判断に任されており、商品Aの購入者の購入価格が商品付帯保険料の額だけそのまま上昇するとは限らないこと、商品A向け損害補償保険の契約期間が1年に限定されていることから、X協会が会員事業者に対して損害補償保険を付帯して販売するようにさせることについては、会員事業者の事業活動を不当に制限するものではなく、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- (4) X協会は商品Aを販売する際にY社の保険商品を付帯することを義務付けるとしている。しかし、商品Aの損害補償保険の加入率を引き上げるとの観点から、Y社の保険商品に限ることに合理的な理由は見出せず、どの社の保険商品を付帯するのかが会員事業者の自由に委ねられるべきであるところ、X協会がかかる条件を設定することは、商品Aの事故に係る損害補償保険の販売における競争を減殺するおそれがある。

したがって、商品Aに付帯する保険商品をY社の商品に限ることは、会員事業者の事業活動を不当に制限するおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

4 回答の要旨

X協会が商品Aに係る損害補償保険の加入率を引き上げるため、会員である商品Aのメーカーに対して、商品Aを販売する際に損害補償保険を付帯して販売させることを取り決めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、付帯する保険商品を特定のY社の保険商品に限ることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[種類、品質、規格等に関する行為]

4 事業者団体による規格に係る活動

ジェット燃料の供給事業者の団体が、規格等の内容や実施方法等を協議することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会（ジェット燃料を供給する事業者を会員とする団体）

2 相談の要旨

(1) X協会はジェット燃料の供給事業者の団体であり、国内でジェット燃料を供給する事業者のほとんどすべてが加盟している。ジェット燃料のうち空港施設会社が所有する共同利用施設（給油施設）に納入されているもの（以下単に「ジェット燃料」という。）については、各会員事業者は需要者とジェット燃料の購入数量、価格及び期間を取り決めた上で共同利用施設に搬入し、需要者は適宜共同利用施設からジェット燃料の供給を受けている。このジェット燃料は、共同利用施設に搬入された時点で各会員事業者の製品が混合されることから、各会員事業者は国際的に共通の規格等に沿った製品を供給している。

(2) Y協議会は、各国の国際石油資本（石油メジャー）及び航空機メーカー等が加盟する国際的な団体であり、ジェット燃料の品質管理に関する様々な規格等を定め、参加事業者等に対して情報提供をしている。Y協議会が定める規格等は事実上世界標準として機能し、多くの国において当該規格等に準拠した取扱いがなされている。Y協議会が定める規格等は、最新技術に応じて随時改定されるため、各事業者等は、Y協議会の規格等の改定に関する最新情報を迅速に入手して対応する必要がある。

(3) これまでY協議会が定める規格等の情報については、X協会の各会員事業者が独自に情報を収集して対応してきている。しかしながら、安全性の一層の確保のためには、Y協議会が定める規格等に各社が迅速かつ確実に対応することが必要不可欠であることから、X協会はY協議会が新たに定める規格等の情報を収集し各会員事業者に提供するとともに、その規格等への対応を図るために各会員事業者の間で規格等の内容及び実施方法について協議することを計画している。

なお、前記協議にはX協会の会員事業者だけでなく、需要者などジェット燃料の取引に関連する会員事業者以外の事業者も参加する。

このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、事業者団体が需要者の利便性に資することを目的として、当該産業に関する技術動向等の客観的な情報を収集し、各会員事業者に提供すること、また、このような情報活動に基づいて、需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

【参考】

政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供することは、原則として独占禁止法違反とならない。

[事業者団体ガイドライン9-3 (技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供)]

需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること(7-2又は7-3に該当する場合を除く。)は、原則として独占禁止法違反とならない。

[事業者団体ガイドライン7-5 (規格の標準化に関する基準の設定)]

- (2) 本件では、

ア Y協議会が定めるジェット燃料の規格等は事実上の世界標準となっていることに加え、各会員事業者のジェット燃料が共同利用施設で混合されるというジェット燃料の取引の特性を前提とすれば、ある程度、ジェット燃料の品質規格等の統一を図る必要性があること

イ X協会の取組は、安全性の確保に資する世界標準に沿ったジェット燃料が得られることから、需要者の利益を不当に害するとは考えられないことから、本件X協会の取組は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

X協会が、Y協議会が定めるジェット燃料の規格等の情報を収集し、当該規格等の内容及び実施方法等を協議することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[自主基準]

5 事業者団体による社会公共的な観点から策定された自主基準の遵守

二輪車用品のメーカー及び販売業者の団体が、会員が製造・販売する二輪車用マフラーについて、社会公共的な観点から、合理的に必要とされる範囲内で製造・販売に関する自主基準を設定し、かつ、会員事業者に同基準の遵守を義務付けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X連合会（二輪車用品のメーカー及び販売業者の団体）

2 相談の要旨

(1) X連合会は、二輪車用品のメーカー及び販売業者の団体であり、国内において製造・販売される二輪車用マフラー（排気音等を低減させる装置）の約50パーセントは、X連合会の構成事業者が供給している。

(2) 二輪車用マフラーは、二輪車の部品として組み込まれているが、二輪車のユーザーの中には、自己の趣味・嗜好に応じて、他のマフラーに付け替えることがある。このため、国産又は外国産の様々な製品が多く供給されている。

(3) 二輪車用マフラーについては、法令によって、公道において使用するときの排気音の上限が定められているが、規制の対象は二輪車のメーカーとユーザーのみであり、二輪車用マフラーのメーカー及び販売業者には、何ら規制が課されていない。このため、規制を満たさない二輪車用マフラーの流通・公道での使用が社会問題化しており、二輪車用マフラーのメーカー及び販売業者に対しても法的規制を課することが検討されている。

(4) X連合会は、このような状況を踏まえ、二輪車のメーカー及びユーザーに課せられた法令上の排気音の上限基準をそのまま取り入れた自主基準を定め、会員事業者である二輪車用品のメーカー及び販売業者に対して、当該自主基準を満たさない二輪車用マフラーの製造を禁止し、かつ、（輸入）販売を制限する旨を取り決め、それを遵守させることを検討している。

このような自主基準を設定し、会員事業者に遵守を義務付けることは独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 一般に、事業者団体が、会員事業者が供給する商品又は役務の品質、規格等に関連して、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から自主規制等の活動を行うことは、独占禁止法上の問題を特段生じないことも多い。しかしながら、活動の内容、態様等によっては、会員事業者による多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合があり、この場合独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第3号、第4号及び第5号）。

また、自主規制等の利用・遵守については、会員事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を会員事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第4号）。

【参考】

環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる商品又は役務の種類、品質、機能等に関する自主的な基準を設定することは、原則として独占禁止法違反とならない（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、7-2又は7-3に該当するものを除く。）。

[事業者団体ガイドライン7-6（社会公共的な目的に基づく基準の設定）]

構成事業者に、自主規制等を利用若しくは遵守すること又は自主認証・認定等を利用することを、強制することは、独占禁止法違反となるおそれがある（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。）。

[事業者団体ガイドライン7-3（自主規制等の強制）]

(2) X連合会が、会員事業者の製造又は販売する二輪車用マフラーの基準（以下「自主基準」という。）を設け、自主基準を満たさない二輪車用マフラーの製造を禁止し、かつ、（輸入）販売を制限する旨を取り決めることは、現実に社会問題化している法令による排気音の上限基準の規制を満たさない二輪車用マフラーの公道での使用等を防止すること等を目的として行われるものであり、社会公共的な目的に資するものである。

(3) 通常、ユーザーは、法令の上限基準を超える排気音が発生するマフラーを使用することができないのであるから、X連合会の自主基準は、ユーザーの利益を不当に害するものとはいえず、会員事業者がその遵守を義務付けられたとしても、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答の要旨

X連合会が二輪車のメーカー及びユーザーに課せられた法令上の排気音の上限基準を満たす自主基準を設定し、その遵守を二輪車用品のメーカー及び販売業者である会員事業者に義務付けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[経営指導]

6 事業者団体による会員に対する経営指導

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員に対して原価計算や見積りに係る経営指導を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会(自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体)

2 相談の要旨

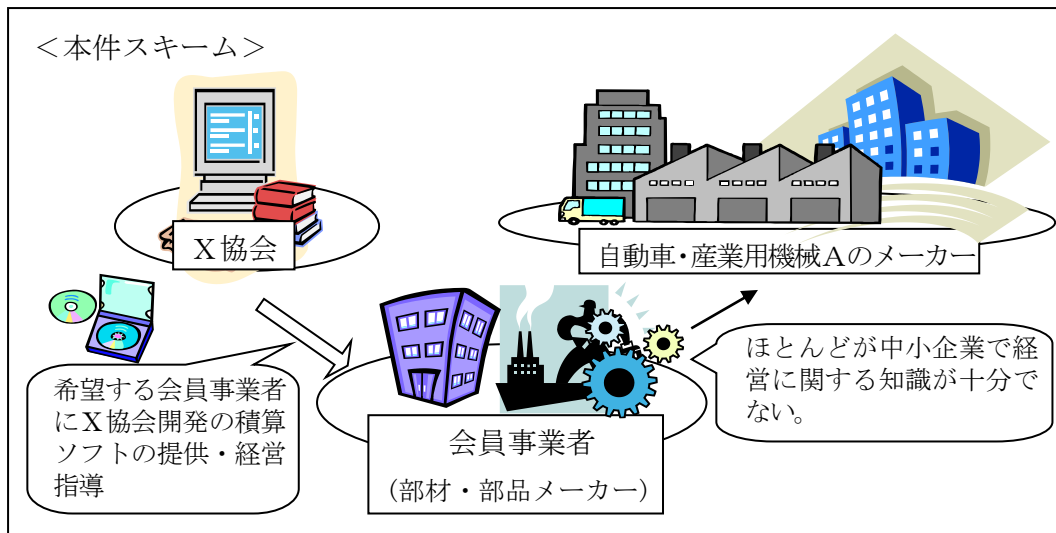
(1) X協会は、自動車・産業用機械Aのメーカーに対して部材・部品を供給している事業者の約70パーセントが加盟している団体である。

(2) X協会の会員事業者のほとんどは中小事業者であり、原価計算の方法等経営に関する知識を十分に有していないなどの理由から、自ら事業活動の改善を図ることが困難であり、取引先である自動車・産業用機械Aのメーカーが示す価格を受け入れざるを得ないような状況にある。

(3) 自動車・産業用機械業界を所管する省庁は、自動車・産業用機械A用部材・部品のメーカーが事業活動を改善することは、当該業界だけではなく、他の業界への波及効果が期待できることから、X協会に対して、会員である部材・部品製造業者が事業活動の改善に自主的に取り組むための方策を講じるよう要請を行った。

(4) X協会は、前記(3)の要請を受け、会員事業者が自ら原価計算や代金の積算を行うためのソフトを開発して、希望する会員事業者に提供し、併せて当該ソフトを用いた経営指導を行うことを検討している。

なお、当該ソフトの内容は、原価計算や費用の積算に必要な項目があらかじめ示されており、会員事業者がそれぞれの項目に自らの事業活動で用いる原材料等の単価、重量等を入力すれば、自動的に原価計算ができるというものである。



このようなX協会の取組は，独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に，中小事業者の団体が原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し，これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは，事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与える場合を除き，原則として独占禁止法違反とならない。

【参考】

原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し，これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは，原則として独占禁止法違反とならない（事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

[事業者団体ガイドライン10-4（原価計算の一般的な方法の作成等）]

- (2) 本件は，X協会が中小の会員事業者に対して，原価計算や積算に関するソフトを提供して経営指導を行うものであるところ，X協会の取組のうち，X協会が提供するソフトは，原価計算や積算に必要な項目を示すのみであり，各項目に入力する単価は，各会員事業者が，自らの判断で決めることとなっていることから，当該ソフトを提供すること自体は，価格や積算金額について共通の目安を与えるおそれがあるものとは認められない。
- (3) 当該ソフトを用いて経営指導等を行うことについては，単に当該ソフトの使用方法を一般的に指導するものであれば，価格や積算金額について共通の目安を与えるも

のと認められない。

4 回答の要旨

X協会が、会員に対して原価計算や積算の方法に関するソフトを提供し、原価計算や見積りに係る経営指導を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[共同事業]

7 事業者団体によるリサイクルシステムの構築

印刷業者の団体が、産業廃棄物の処理及び再資源化を促進するため、リサイクルシステムを構築することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X工業組合（印刷業者の団体）

2 相談の要旨

(1) X工業組合は、甲県内の印刷業者のうち、中小印刷業者によって構成される団体であり、事業所数でみた加入率は約30パーセント、印刷物の出荷市場におけるシェアもほぼ同程度である。

(2) 会員事業者である印刷業者の多くは、印刷業務により排出される産業廃棄物の収集運搬・処分を、地方自治体の許可を受けて産業廃棄物を扱う運搬業者（以下「運搬業者」という。）や処分業者（以下「処分業者」という。）に委託している。しかし、個々の中小印刷業者は、産業廃棄物の保管場所として十分なスペースを持っておらず、少量の産業廃棄物の収集運搬・処分をその都度、委託する必要があるため、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る費用は割高となることから、最近では産業廃棄物を一般の廃棄物に混同して廃棄する中小印刷業者が出てきている。

(3) X工業組合は、このような状況を踏まえ、会員事業者が排出する産業廃棄物をまとめてその処分を委託することで産業廃棄物の収集運搬・処分に係る費用を削減するべく、運搬業者及び処分業者に呼びかけて、これらの事業者との間で次のような取決めを行ってリサイクルシステムを構築することを検討している。

ア 運搬業者は、会員事業者が排出する産業廃棄物を収集・保管する。

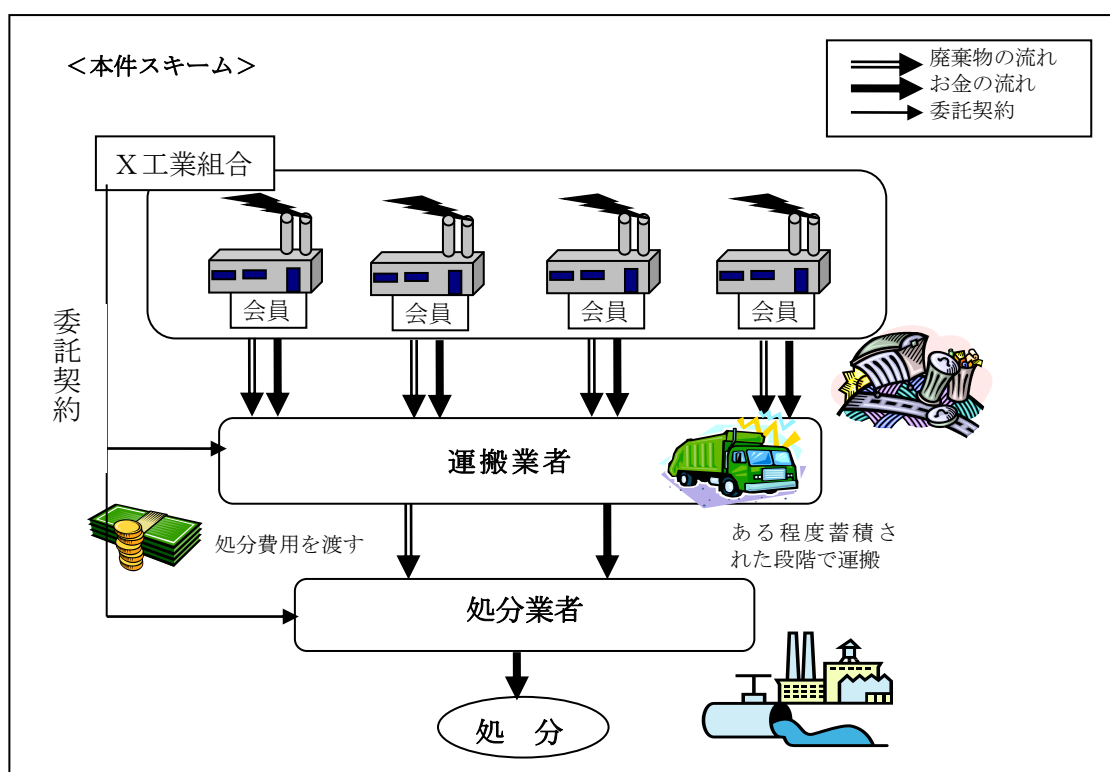
イ 運搬業者は、ある程度、産業廃棄物が蓄積された段階で処分業者に産業廃棄物を運搬し、処分業者はそれを処分する。

ウ 収集運搬・処分費用は、会員事業者がそれぞれ運搬業者にまとめて支払う。会員事業者がそれぞれ支払う金額は、X工業組合が運搬業者及び処分業者と交渉で取り決めた単価に、会員事業者が自ら排出した廃棄物の量を乗じたものとする。

エ 処分費用は、運搬業者から処分業者に支払われる。

(4) 共同処理の対象となる産業廃棄物の収集運搬・処分費用は、前記2（3）ウのとおり各会員事業者が負担することになるが、印刷物の製造費用に占める当該費用の割合はごくわずかである。

- (5) 本件リサイクルシステムに参加することが見込まれる運搬業者及び処分業者は、現在のところ運搬業者が10社、処分業者が3社であるが、会員事業者が、本件取決めに参加する運搬業者及び処分業者以外の事業者にも産業廃棄物の処分を委託することは何ら妨げられない。また、X工業組合としては、他の運搬業者及び処分業者が本件リサイクルシステムに参加を希望した場合、基本的には参加を認めることとしている。
- (6) X工業組合は、共同処理を始めた後には、会員事業者以外の印刷業者にも参加を募って、更に産業廃棄物の収集運搬・処分費用の低減につなげることも検討している。



このようなX工業組合の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、リサイクルへの取組自体は、社会公共的な目的のためのものであり、事業者が共同して又は事業者団体が主体となって取組を行っても、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、事業者の共同の取組や事業者団体の取組を通じて、製品市場やリサイクル市場における競争秩序に悪影響を及ぼす場合には、独占禁止法上の問題が生じることとなる。
- (2) 本件は、X工業組合が、会員事業者の産業廃棄物の処理に係る費用を軽減すること

を目的として、会員事業者の排出する産業廃棄物の収集運搬・処分業務を共同化するものである。よって、本件については、X工業組合の共同事業が印刷に係る取引分野（製品市場）における競争に与える影響及び廃棄物の運搬・処分に係る取引分野（リサイクル市場）における競争に与える影響について検討する。

【参考】

リサイクル・システムの構築が事業者団体により行われる場合に、一定の製品市場又はリサイクル市場における競争が実質的に制限される等のときは独占禁止法第8条第1項の問題となることがある。

[リサイクルガイドライン第1-3]

(3) 製品市場について検討すると、本件は、X工業組合が運搬業者及び処分業者と交渉し、会員事業者が負担する収集運搬・処分費用を算出する際の単価を一律に設定するものである。しかしながら、印刷物の製造費用に占める当該費用の割合は小さいことを踏まえれば、製品市場に係る競争に及ぼす影響は間接的なものにとどまると認められる。

また、X工業組合は、本件リサイクルシステムへの組合員以外の印刷業者の参加を排除する考えはなく、X工業組合の取組により、特定の事業者の事業活動を困難にさせることがない限り独占禁止法上問題となるものではない。

【参考】

事業者が製品の廃棄物について、共同事業としてリサイクル・システムを構築する場合、リサイクル等に要するコスト（再資源化施設の利用料金、回収施設の利用料金、運搬料金等）が共通化されるが、当該製品の販売価格に対するこれらリサイクル等に要するコストの割合が小さい場合には、当該共同事業が製品市場それ自体の競争に及ぼす影響は間接的であり、独占禁止法上問題となる可能性は低いと考えられる。

[リサイクルガイドライン第1-1, (1)]

リサイクル・システムの利用を合理的な理由なく拒絶することなどによって他の事業者の製品市場への新規参入を阻害し、又は既存事業者の事業活動を困難にさせることにより、製品市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占又は不当な取引制限（独占禁止法第3条）に該当し、（中略）リサイクル・システムへの参加を拒絶又は制限される事業者の通常の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第1項（共同の取引拒絶））。

[リサイクルガイドライン第1-1, (2)イ]

(4) リサイクル市場について検討すると、本件は、これまで会員事業者が個別に結んで

いた契約をX工業組合が一括して行うものである。しかしながら、①本件取組に参加する運搬業者及び処分業者が取り扱う廃棄物は、X工業組合の会員事業者である印刷業者が排出するものに限られないこと及び②他の運搬業者及び処分業者が本件リサイクルシステムへの参加を希望した場合はその参加を基本的には認めることとしていることを踏まえれば、X工業組合の取組によって、運搬業者・処分業者の間の競争が制限されるとは認められない。

【参考】

多数の事業者が共同でリサイクル・システムを構築することにより、既存のリサイクル事業者(廃棄物の回収・運搬業者、再資源化業者等)の事業活動が困難となり、又は他の事業者がリサイクル市場へ参入することが困難となることによって、リサイクル市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占又は不当な取引制限に該当する(独占禁止法第3条)。

[リサイクルガイドライン第1-2, (1)]

4 回答の要旨

X工業組合が、会員事業者により排出される産業廃棄物の運搬、処分業務を一括して委託する行為は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

<参照条文>

【独占禁止法】

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 4 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【不公正な取引方法】

（不当廉売）

第6項 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

公正取引委員会における事前相談制度の概要

相談者

公正取引委員会

① 申出書の提出

② 申出書の補正
(資料の追加提出を含む。)

③ 回答
(原則として、申出書を受領してから30日以内。追加的な資料提供を求めた場合には、最後の資料を受領してから30日以内。)

④ 公表
(原則として、回答を行ってから30日以内。)

< 申出者の要件 >

- 相談の対象となる行為を行おうとする事業者又は事業者団体からの申出であること。
- 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- 申出者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

公正取引委員会ホームページ

- ・ 事前相談制度について
- ・ 過去に回答した事例
- ・ 申出書様式
- ・ 申出書提出窓口一覧

相談窓口一覧

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・新潟県 長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 電話 (011)231-6300	北海道
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話 (022)225-7095	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 電話 (052)961-9421	富山県・石川県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 (06)6941-2173	福井県・滋賀県 京都府・大阪府 兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 電話 (082)228-1501	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 電話 (087)834-1441	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 電話 (092)431-5881	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-8530 那覇市前島 2-21-13 ふそうビル 電話 (098)863-2243	沖縄県

